

第 2 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 2 年 10 月 19 日（月）14：00～17：00

場所：NTT データ経営研究所（Web 会議と併用開催）

1. 開会挨拶
2. 次期戦略の改定方針案と本文案について
 - （1）本文作成の前提となる論点
 - （2）次期戦略改定の方向性
全体構成
改定の方向性
 - （3）次期戦略本文案
 - I. まえがき
 - II. 現状と課題
 - III. 2030 ビジョンと基本方針
3. 連絡事項等
4. 閉会挨拶

<資料>

資料 1 議事次第

資料 2 検討会委員名簿

資料 3 第 2 回検討会事務局説明資料

参考資料 1_愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題等

参考資料 2_生物多様性条約第 6 回国別報告書_関連指標群

参考資料 3_第 1 回検討会の議事概要

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

● 涌井 史郎	東京都市大学特別教授
○ 橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
井村 辰二郎	公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
大津 愛梨	O2Farm 6 次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
大場 あい	毎日新聞社 科学環境部 記者
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
河口 真理子	不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
菊池 紳	いきもの株式会社 創業者・代表取締役
西野 司	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
森井 茂夫 （臨時委員）	日本水産株式会社 CSR 部 部長 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50 音順)

第2回 新農林水産省生物多様性戦略検討会 事務局説明資料

次期戦略の改定方針案と本文案について

1. 本文作成の前提となる論点
2. 次期戦略改定の方向性
3. 次期戦略本文案

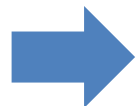
1. 本文作成の前提となる論点 (詳細は参考資料1参照)

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

- 生物多様性国家戦略の進捗結果（第6回国別報告書）における農林水産分野の取組を整理。
- 地球規模生物多様性概況第5版（GB05）においては「未達成」であっても、農林水産分野においては継続的に取組が行われている目標が多く見られる（参考資料1、2参照）。
- なお、農林水産省の取組は、農林水産業の発展や農山漁村の振興が主目的であり、生物多様性への貢献についての進捗を評価する数値目標を立てるのは難しいのが現状。

(2) 生物多様性保全への関心についての現状の整理

- 農林水産業の現場では、豊かな生物多様性が日常であり、その価値を認識しづらいのが現状。
 - 農林水産省生物多様性戦略見直しに関する有識者研究会での議論から、現状を整理した。
- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ●自分との関係性の把握や可視化が難しい | ●生物多様性の価値に対する理解が不足している |
| ●生物多様性の価値を商品などに反映できていない | ●現場の取組を推進する体制が不十分 |



生態系サービスの恩恵やそれが失われることのリスクなど、生物多様性と人の暮らしとの関係をわかりやすく示していくことやその体制づくりが重要。

2. 次期戦略改定の方向性

(1) 全体構成

※赤字部分：前回から変更した箇所

第1回検討会で提示した全体構成（案）について、委員からの意見を反映。

- IV. テーマ別方針について、元の5. 生態系サービスを保全・強化する（防災・減災等含む）を、2. に統合

I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030ビジョン と基本方針

IV. テーマ別方針

V. 関連施策一覧

VI. 実施体制の強化

VII. 用語集

別冊 概要版

- ・ 戦略の位置づけとして、「概ね今後10年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示す」ことを記載。
- ・ 現状認識と課題。~~最新の国際動向や~~生物多様性から得られる農林水産業への恵みや、生物多様性への農林水産業による正・負の影響などを踏まえ、生物多様性の保全や農山漁村の振興に取り組むことの意義を強調。
- ・ 省内および国民と共有できる未来像として「ビジョン」を設定。本年3月に策定した「農林水産省環境政策の基本方針」や、下記のテーマ別方針の検討状況を踏まえ、第2回、第3回検討会で、素案を提示を予定。

関連
キーワード

農林水産業等の環境創造産業への進化、企業価値、生物多様性と生態系サービスの管理・増大、サプライチェーン、消費者の理解促進、農山漁村政策のグリーン化、地球環境の保全貢献、実施体制強化 など

- ・ 軸となる切り口として、サプライチェーン別、業種別、地域別等を現在検討中。

＜方針の柱立てのイメージ：サプライチェーン別を主な切り口とした場合＞

1. 農林水産空間における生態系サービスを維持・強化する。
2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する。
①生産（農、林、水） ②流通
③消費 ④フードロス・循環

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用を推進する
4. 生物多様性と気候変動等環境課題との連携
5. ~~生態系サービスを保全・強化する（防災・減災等含む）~~
【1.に含める】
65. 農林水産業と農山漁村の生物多様性を評価し活用する

- ・ テーマ別方針に関連する施策と担当部局を明記。2025年に向けた目標等を作成。
- ・ 実施・運用体制のより一層の強化に加え、戦略の進捗管理の視点を導入。また、戦略実現に向けて必要となる積み残し課題（現時点で不足している施策など）を整理。
- ・ 例：環境再生型、Eco-DRR、RSPO認証、NbS、TNFDなど。
- ・ 生産者、事業者、消費者、金融機関等に生物多様性戦略の内容を伝えるために作成。

2. 次期戦略改定の方方向性

(2) 改定の方方向性 (1/3)

第1回検討委員会において委員から出された意見を踏まえ、目次項目と改定の方方向性を整理。

目次項目		改定の方方向性
I. まえがき		・ 生物多様性における農林水産業の重要性 ・ これまでの経緯：H19年の農林水産省生物多様性戦略策定以降の動向 ・ 戦略の位置づけ：「概ね今後10年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示す」ことを記載。
II. 現状と課題	1. 生物多様性から得られる農林水産業への恵み	・ 生物多様性と農林水産業を取り巻く概況
	2. 生物多様性への農林水産業による正の影響、負の影響	・ 正の影響について、農、林、水を分けて記載 (1) 水田：生きもの5,668 種 (2) 畑や草地：特有の生態系の形成・維持 (3) 人工林、里山林：下草刈りなどにより・・・ (4) 藻場・干潟：ラムサール条約など・・・ ・ 負の影響については、「有識者研究会からの提言」を受けた内容を記載
	3. 農山漁村と生態系サービスの重要性	・ 生物多様性が提供する生態系サービス(地域特有の景観や自然環境の形成・維持など) ・ 農山漁村振興の重要性 (特に農林水産空間、ストック・フロー効果)
	4. 現時点での取り組むべき課題	・ 生物多様性保全に取り組むにあたっての問題・課題 ・ 生物多様性とリスク軽減効果

(2) 改定の方角性 (2/3)

目次項目		改定の方向性
Ⅲ. 2030ビジョンと基本方針	1. 2030ビジョン	「環境政策の基本方針」を踏まえて作成 「環境と経済の向上の両立」、「農山漁村が育む自然の恵みを生かす」旨を記載。
	2. 基本方針	「環境政策の基本方針」を踏まえて作成 (1) 農山漁村における自然資本を管理・増大させる(旧(3)多様な主体…) (2) サプライチェーン全体で取り組む(旧(2)国民各層に対する…) (3) 消費者の理解を促進する(旧(2)国民各層に対する…) (4) 政策をグリーン化する(旧(1)生物多様性をより重視した農林水産施策) (5) 農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する(旧(4)…地球環境…) (6) 実施体制の強化
Ⅳ. テーマ別方針	1. 農林水産空間と生態系サービスを維持・強化する	- 農山漁村や生態系サービスの重要性を強調したうえで、各空間の方針を記載 (1) 自然資本の活用・地域独自の食文化や伝統文化の継承 (2) 農林水産空間による生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の推進 (3) 田園地域・里地里山の保全、利活用の推進 (4) 森林の保全、利活用の推進 (5) 里海・海洋の保全、利活用の推進 (6) 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進
	2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する	- サプライチェーンの各段階別に方針を記載 (1) 生産(農、林、水)：農業(畜産含む)、林業、水産業の順に取組方針を記載 (2) 流通：生物多様性に配慮した生産物、製品を売るための取組方針を記載(調達、製品開発、価値の訴求) (3) 消費：教育・啓発に関する取組方針を記載(つくる責任・つかう責任、あふの環など) (4) フードロス・循環：土づくり、生態系保全(海洋プラスチックごみなど)に関する取組方針を記載

2. 次期戦略改定の方方向性

(2) 改定の方方向性 (3/3)

目次項目	改定の方方向性
IV. テーマ別 方針 3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用を推進する 4. 生物多様性と気候変動等環境課題との連携 5. 農林水産業と農山漁村の生物多様性を評価し活用する	- 現状の戦略を踏まえアップデートする。 (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保 - 農林水産業における生物多様性保全対策と・気候変動緩和対策との連携による相乗効果 - 生物多様性への貢献が、気候変動、農林水産へのシナジー効果に繋がることを記載(相乗効果の例) - 有機農業による生物多様性の保全と農地等への炭素貯留の推進 - AIを利用し適切な施肥を行う農業による土壌・水質汚染の防止、それによる土壌生物、水生生物の生息環境維持 - 間伐や再造林等の適切な森林整備による森林生態系の保全とCO2固定の推進 - 間伐材を利用した漁礁の設置による魚種等の増大 - 藻場の形成・拡大による魚種等の増大とCO2固定の推進、漁場の生産性の向上 - ESG投資との関連、生態系サービスの可視化の視点を新たに追加 (1) 農林水産分野における生物多様性を評価する必要性 (ESG投資等) (2) 生物多様性を可視化するための研究開発の必要性 (研究者との密な連携) (3) 生態系サービス状況の可視化の検討
V. 関連施策一覧	- テーマ別方針に関連する施策と担当部局を明記。2025年に向けた目標等を作成。 - 各施策の目標値等を可能な限り記載する (生物多様性の文脈ではない目標値も含む)
VI. 実施体制の強化	- 実施・運用体制のより一層の強化に加え、戦略の進捗管理の視点を導入。また、戦略実現に向けて必要となる積み残し課題 (現時点で不足している施策など) を整理。 - 各部署が具体的な目標に基づき、進捗管理を行う旨を記載
VII. 用語集	例：環境再生型、Eco-DRR、RSPO認証、NbS、TNFDなど。
別冊 概要版	- 生産者、事業者、消費者、金融機関等に生物多様性戦略の内容を伝えるために作成。 - 生物多様性に貢献している事例を記載 (各委員からの紹介)

2. 次期戦略改定の方角性

(3) 本文概要 I. まえがき

生物多様性における 農林水産業の役割

- 農林水産業は、地球と人をつなぎ、食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であり、多様な生物種が生息する上で重要。
- 生物多様性の保全を通じて私たちが享受する恵みは、農山漁村に活力を与え、健康的でゆとりある豊かな生活の基盤となる。

生物多様性を取り巻く 背景

- 生物多様性の減少は前例のない速さで進行。
- 農山漁村人口の高齢化・減少等による人手不足により農林水産業や集落の衰退が現実化
- 愛知目標の2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性に関する取組の拡大、様々な分野での行動の連携が必要。

本戦略の位置づけ

- 概ね今後10年間を見通した上で課題や施策の方角性を示し、今後5年間程度における具体的な施策を示す。
- 生物多様性の保全と持続可能な生産・消費を推進し、関係主体における行動変容を促進する。

2. 次期戦略改定の方角性

(3) 本文概要

Ⅱ. 現状と課題

(1) 生物多様性から得られる 農林水産業への恵み

- ・ 農林水産業は、生物多様性が健全に維持されることにより成り立つ。
- ・ 作物や家畜は、生物多様性に育まれ、改良され、安定的な生産が可能に。
- ・ 生態系サービスの中には、病害虫の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に利益をもたらす事例がある。
- ・ 豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵。

(2) 生物多様性への農林水産業に よる正の影響と負の影響

- ・ **生物多様性への正の影響**：特有の生態系を維持する水田や畑や草地、多くの生物の生息域となっている里山林、耕耘や客土などにより水産資源の生産性の回復・生物多様性の再生もみられる藻場・干潟など、様々な動植物の生息基盤を提供
- ・ **生物多様性への負の影響**：経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、不適切な農薬・肥料の使用、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲・不適切な養殖、外来生物の導入による生態系破壊、プラスチックごみや食品ロス、海外の生産地への影響 など

(3) 農山漁村と 生態系サービスの重要性

- ・ 農山漁村は、生物多様性の様々な恩恵－生態系サービス－を育むゆりかごの役割を担い、生産活動や生活の場として、地域独自の多様な文化を醸成。
- ・ 風水害や土砂災害などを未然に防ぐなど、防災・減災上においても重要な役割。
- ・ 里山林の利用の低下、耕作放棄地の増加などによる身近な生きものの減少や、人間活動の縮小に伴い鳥獣被害の深刻化などの問題が顕在化。

(4) 現時点での 取り組むべき課題

- ・ 農林水産業が環境創造型産業として経済と環境の好循環を生み出す視点が重要。
- ・ 今後、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、サプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要。
- ・ また、防災・減災といったリスクの軽減や文化的な側面から生態系サービスを育む農山漁村の重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要。

2. 次期戦略改定の方方向性

(3) 本文概要

Ⅲ. 2030ビジョンと基本方針



<基本方針①>

農山漁村における生物多様性と生態系サービスを管理・増大させる

- 豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを持続的な利用に向け、担い手を守るとともに、環境創造型の農林水産業へと導く。

<基本方針②>

サプライチェーン全体で取り組む

- 生産現場、加工・流通、消費、廃棄・循環までが、生物多様性と生態系サービスの管理・増大等に連携して取り組むことを促す。
- SDGsやESGの理念が広がる中、企業等が環境負荷の低減を経営方針に組み込むこと等を後押し。

<基本方針③>

消費者の理解を促進する

- 日々の選択が、生物多様性と生態系サービスの増減に密接に結びついていることに消費者の理解を促すとともに、供給側である農林水産業・食品産業の理解と行動変容を促進。

<基本方針④>

政策をグリーン化する

- 農林水産業等の環境創造型産業化を加速するため、農林水産省の政策もグリーン化を進め、直轄事業や補助事業等では、生物多様性や生態系サービスの管理・増大の視点を組み込む。

<基本方針⑤>

農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

- 農林水産業・食料産業の領域において森林減少・劣化を防ぐなど、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを管理・増大させるとともに、SDGsやパリ協定の目標の達成に向けて一体的な取組を進めていく。

<基本方針⑥>

実施体制の強化

- 農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・NPO・研究機関等と連携し、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (1/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を果たしてきた。

我が国は亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属しており、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した農林水産業が多様に発展しており、また、地域ごとに生物多様性が育まれてきたところである。その生物多様性保全のためには、そこで営まれる農林水産業のあり方とその果たす役割が非常に大きい。

次期戦略

我が国は亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属しており、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した多様な農林水産業が発展し、地域ごとに独自の生物多様性が育まれている。農林水産業は、地球と人をつなぎ、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、昔から人間による農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で、重要な役割を果たしている。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (2/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

また、生物多様性の保全を通じて私たちが享受するめぐみは、農林水産物そのものにとどまらない。気候の安定、水の浄化、受粉、土壌形成、光合成や栄養循環などの恩恵によって農林水産物の生産は安定し、農山漁村の文化や景観を形づくることによって、農山漁村に活力を与えている。そして、これらは、我が国の国民経済の発展や健康的でゆとりある国民生活の基盤となっている。

次期戦略

生物多様性の保全を通じて私たちが享受する恵みは、農林水産物の生産にとどまらず、気候の安定、水の浄化、受粉、土壌形成、光合成や栄養循環など多岐に渡っており、農山漁村の文化や景観を形づくることによって、農山漁村に活力を与え、地域経済の発展や健康的でゆとりある豊かな生活の基盤となっている。

経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなった。一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は、限界に達しつつある。生物多様性は、私たちの生活の基盤であり必要不可欠なものであるが、生物多様性の減少は前例のない速さで進行しており、このまま放置すれば生態系機能が著しく低下し、最終的には人類の存続にも係わる大きな問題となる。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (3/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

次期戦略

また、グローバル化の進展により、ヒト、モノの往来が頻繁になる中で、豚熱等の家畜伝染病、侵略的外来種による被害が拡大している。更に、大きな社会問題となった新型コロナウイルス感染症等の動物由来感染症は、野生生物の過剰な利用や不適切な森林伐採など生物多様性を損なう人間の行為が原因となっており、自然と人間が共に健康となる新たな社会の構築を目指す必要がある。

我が国の農林水産業は、農山漁村人口の著しい高齢化・減少等による人手不足と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も生産者の大幅な減少が見込まれる中で、農林水産業の生産基盤が損なわれ、既に一部の地域では、農林水産業や集落の衰退が現実のものとなつつある。一方、ロボット、AI、IoTといった技術革新、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心が高まっている。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (4/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

次期戦略

また、気候変動は生物多様性の重大な脅威であり、近年の大規模災害の発生、気温の上昇等による生育障害、品質低下等の被害が、我が国の食料生産や農林水産業の現場に深刻な影響を及ぼしている。

このため、自然を上手く活用して、被害を最小化にととどめ、迅速に回復するとともに、環境、社会、経済に便益をもたらすような、強くてしなやかな社会となる必要がある。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (5/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

本課題に対応し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。

その後、平成22年10月に、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が我が国で開催され、「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性の保全に関する2010年以降の新たな世界目標となる戦略計画2011-2020(愛知目標)や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定がなされた。また、COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)では「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。さらに、我が国の提案により、2011年から2020年を「国連生物多様性の10年」とすることが平成22年12月に国連総会において採択された。

次期戦略

平成22(2010)年10月に、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が我が国で開催され、「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性保全に関する2010年以降の新たな世界目標となる戦略計画2011-2020(愛知目標)や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定がされている。

また、COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)では「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されている。さらに、我が国の提案により、2011年から2020年を「国連生物多様性の10年」とすることが平成22(2010)年12月に国連総会において採択された。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (6/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

次期戦略

令和2(2020)年には、地球規模生物多様性概況第5版(GB05)が公表され、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20個の個別目標で完全に達成できたものではなく、2050年ビジョン「自然との共生」の達成のためには、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、生物多様性損失要因への対応、生産・消費の変革等の様々な分野での行動を連携させていくことが必要と指摘された。

令和3(2021)年には、COP15において、持続可能な開発を達成し、気候変動を遅らせ、生物多様性の損失を逆転させるという複数の課題に対処するため、ポスト2020生物多様性枠組が決定される予定となっている。

※戦略の決定時には、最後の部分は「生物多様性枠組が決定されたところ。」と修正予定

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (7/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

一方、国内においては、生物多様性基本法（平成20年5月公布）や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年12月公布、以下「生物多様性地域連携促進法」という。）等関連する法令の制定・改正、関連する施策の変更等が行われた。

次期戦略

一方、国内においては、生物多様性基本法（平成20（2008）年5月公布）や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22（2010）年12月公布）等関連する法律の制定・改正が行われるとともに、令和3（2021）年にはポスト2020生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性国家戦略の改定が予定されている。

農林水産省は、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成19（2009）年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。その後、生物多様性に関する関心の高まりや、東日本大震災等からの持続可能な農林水産業の復興を図るため、平成24（2012）年2月に農林水産省生物多様性戦略を改定した。

3. 次期戦略本文案

I. まえがき (8/8)

※緑文字部分：現戦略から大きく追加した箇所

現行

このような国内外の情勢の変化を踏まえて、この度、本戦略の所要の改定を行うこととした。

本戦略では、概ね今後10年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示して幅広い国民の理解と参画により、地域で行われている生物多様性保全の取組を支援するなど総合的に生物多様性保全を推進することとする。なお、本戦略は、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

次期戦略

令和を迎え、上述のような国内外の生物多様性を巡る状況をふまえるとともに、農林水産業における生物多様性の主流化を促進し、ESG投資や生態系サービスの可視化を図り、日本の農林水産業の伝統的な知恵や自然の畏敬の念とIT等の最新技術を組み合わせ、環境創造型産業を目指すこととし、農林水産省生物多様性戦略を改定することとした。

今回改定する農林水産省生物多様性戦略（以下「本戦略」という。）では、概ね今後10年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示して幅広い国民の理解と参画により、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費を推進し、関係主体における行動変容を促すこととする。なお、本戦略は今後必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 次期戦略本文案

Ⅱ. 現状と課題（1/5）

（1）生物多様性から得られる農林水産業への恵み

毎日食っている米や野菜、魚、肉、生活している家の木材等、私たちは暮らしに必要不可欠なものを、農地、森林、海などから農林水産業を通して手にしている。

農林水産業は、工業等他産業とは異なり、自然と対立するのではなく、順応する形で働きかけ、上手に利用し、物質の循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性が健全に維持されることにより成り立つものである。

農林水産業の基盤となる作物や家畜は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出され、農林水産物の安定的な生産を可能としてきた。また、土壌や水循環など、農林水産業に必要不可欠である生態的サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられている。また、生態系サービスの中には、病虫害の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に利益をもたらす例もある。

さらに、私たちの暮らしを振り返ってみると、春の山菜採りや秋のきのこ狩り、秋のサンマ等に季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵を受けている結果であると言える。

3. 次期戦略本文案

Ⅱ. 現状と課題（2/5）

（2）生物多様性への農林水産業による正の影響と負の影響

日本の国土の大きな割合を占める水田は、特有の生態系を維持し多様な生きものの棲み家を提供している。ラムサール条約において、水田は湿地として位置付けられており、国内の水田で見つかった生きものは5,668種にも上るとの報告がある。

また、畑や草地などにおいては、草刈りや野焼きなど、人の手が入ることによって、希少生物を含む多様な動植物の生息環境が安定的に守られている例もある。

同様に、人工林、薪炭や採草に利用された里山林は、多くの生物の生息域となっており、さらに、藻場・干潟などでは、耕耘や客土などを行うことにより、生息環境が改善されて水産資源の生産性が回復するとともに、生物多様性の再生が進むケースもみられる。

このように農林水産業は、農山漁村において、様々な動植物が生息するための基盤を提供する役割を持つ一方、その営まれ方次第で、生物多様性に負の影響をもたらすこともある。

具体的には、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、不適切な農薬・肥料の使用、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲・不適切な養殖、外来生物の導入による生態系破壊などである。このような生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が、生き物の生育・生息環境を劣化させ、わが国の生物多様性に大きな影響を与えてきた。

また海洋プラスチックごみ問題に代表されるように、生産現場に加え、流通、消費の過程で排出されるプラスチックごみや食品ロスなどは、生き物の生息環境に負の影響をもたらしている。さらには、食の多様化や農林水産物の輸入自由化を背景に、サプライチェーンのグローバル化が進展するなかで、日本における消費行動が、海外の生産地の生物多様性に影響を与えるようになっている。

3. 次期戦略本文案

Ⅱ. 現状と課題 (3/5)

(3) 農山漁村と生態系サービスの重要性

生物多様性は、食料のみならず、水や繊維、木材などといった生活費需品の供給を支えるとともに、レクリエーションや芸術を生み出す場を提供するなど、精神的・文化的な豊かさを人々に提供している。また森林を適切に整備・保全することにより育まれる生物多様性が健全に保たれることにより、気候変動の緩和や水源かん養、土砂流出防止、水質の浄化などが維持・継続され、私たちの日々の安全な暮らしへとつながっている。

我が国の農山漁村は、こうした生物多様性がもたらす様々な恩恵－生態系サービス－を育むゆりかごの役割を担い、様々な生きものとの共生のなか、生産活動そして人々の生活する場として、地域独自の多様な文化を培ってきた。

秋の夕暮れの赤とんぼや小川に群れるメダカなど多くの生きものとのふれあい。稲作等にまつわる祭りや祈りの行事、成人式や結婚式などお祝いの際の尾頭付きの鯛、端午の節句の鯉のぼりなど、農山漁村が育んだ文化は、日本人の行動様式に溶け込んでいる。

また生態系サービスを育む農山漁村は、地域特有の景観や自然環境を形成・維持し、多くの生きものに生育・生息環境を提供することに加え、風水害や土砂災害などを未然に防ぐなど、防災・減災上においても重要な役割をも担っている。

一方で、農山漁村の過疎化、担い手の減少は、生物多様性にも負の影響を与えている。里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、里地里山に昔から身近に見られた生きものが減少するとともに、人間活動の縮小に伴い、鳥獣被害の深刻化などの問題も顕在化している。

3. 次期戦略本文案

Ⅱ. 現状と課題（4/5）

（4）現時点での取り組むべき課題

このように、農林水産業と生物多様性は密接につながっており、農林水産業が生物多様性を生み出し、かつ、農林水産業が生物多様性によって支えられる関係にある。

このため、将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを社会に提供していくためには、農林水産業が生態系に与える負の影響を緩和し、環境創造型産業として、経済と環境の好循環を生み出していく視点が重要である。

COP10で合意された愛知目標の設定以降、我が国においても、企業を中心に生物多様性への認知度は急速に高まっている。一方で、2020年を目標年度とした愛知目標の達成状況は、我が国を含め国際社会全体において必ずしも十分だとは言えない。この背景には、非持続的な生産と消費のパターンや世界的な人口増加などがあることが、国際機関から指摘されている。

今後、農林水産分野において、生物多様性の主流化をより一層進め、経済と環境の好循環を創出するためには、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要となる。その引き鉄の一つとなると考えられるのが、消費者の選択である。このため、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、サプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要である。

3. 次期戦略本文案

Ⅱ. 現状と課題（5/5）

なお近年、地球規模での気候変動の進展や地震活動、地殻変動の活発化の影響を受け、自然災害の頻発化・激甚化進んでいる。加えて働き方改革や感染症の流行などを背景として、ゆとりある生活様式や多様な働き方、暮らし方を模索する取組が、国、自治体、民間企業等で数多く模索されている。

こうした観点からも、農山漁村の価値にあらためて光をあてる必要がある。農山漁村が育む生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害によるリスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。また、暮らしに必要な水・エネルギー、さらには、憩いの場や文化の創出の源泉となるなど文化的な価値も有している。持続可能な農林水産業や農山漁村を維持・創出していくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、その重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要である。

3. 次期戦略本文案

Ⅲ. 2030ビジョンと基本方針（1/3）

1. 2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

2. 基本方針

（1）農山漁村における生物多様性と生態系サービスを管理・増大させる

農山漁村は、農林水産業を通じて様々な生き物を育むことで、地域独自の食文化や伝統文化を産み出し、ローカリティを形成してきた。生物多様性は地域の多様性の源であり、農林水産業の担い手は農林水産物の生産だけでなく、様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしている。このため、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策を推進しつつ、農山漁村における豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを将来に渡って持続的に利用できるように、農林水産業の担い手を守るとともに、環境創造型の農林水産業への進化を目指す。

（2）サプライチェーン全体で取り組む

農林水産業の生産現場だけでなく、加工・流通、消費、廃棄・循環まで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを管理・増大させるために連携して取り組むことを促す。

特に、SDGsやESGの理念が広がる中、食に関する環境課題への対応には厳しい目が向けられている。企業は、機関投資家からの信頼を得て安定した資金調達を行うために、事業活動に関わるサプライチェーン全体における環境負荷の低減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが、持続可能な成長を目指す上で喫緊の課題となっており、農林水産省としてもこの流れを後押ししていく。

3. 次期戦略本文案

Ⅲ. 2030ビジョンと基本方針（2/3）

（3）消費者の理解を促進する

日々の購買行動を含む暮らし方における選択が、消費される商品やサービスに関わるサプライチェーン全体の環境負荷の増減に影響し、引いては生物多様性と生態系サービスの増減にも密接に結びついていることについて、消費者の理解を促す。

特に、食料や生産資材の大部分を輸入に依存している我が国は、消費者の日々の選択が他国の生産現場を始めとするサプライチェーン上の生物多様性と生態系サービスの増減に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要がある。

消費者の理解が深まり、消費される商品やサービスの需要が変化することで、供給側である農林水産業・食品産業の現場の理解の促進と行動変容を促すことも期待する。

（4）政策をグリーン化する

これからの農林水産業・食品産業は、その経済的な成長・発展が同時に環境や自然資本の管理・増大も実現する環境創造型の産業を目指すべきであり、このような流れを加速するため、農林水産省の政策もグリーン化を進めていく。

特に、直轄事業や補助事業等については、それらを通じて農林水産業・食品産業の現場の環境負荷に大きな影響を及ぼすことから、環境負荷を低減し、生物多様性や生態系サービスを管理・増大させるための視点を組み込むようにしていく。

3. 次期戦略本文案

Ⅲ. 2030ビジョンと基本方針（3/3）

（5）農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

農林水産業は、人と地球の主要なつながりであり、生物多様性や気候変動に関する課題だけでなく、その他のSDGsの複数の課題に貢献しうる。

世界的な人口増加の中で、食料の安定供給と地球環境の保全を両立させるため、農林水産業・食料産業の領域において森林減少・劣化を防ぐなど、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを管理・増大させるとともに、複数課題の同時解決に向けて、シナジーを最大化しトレードオフを最小化させるため、一体的な取組を進めていく。

（6）実施体制の強化

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・NPO・研究機関等と連携し、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

また、農林水産省としても、省内の各種施策と連携して本戦略に基づいた事業実施に取り組むことに加え、農山漁村等の現場における本戦略の実効性を強化するため、地方農政局等の地方組織と現場の各主体との連携を促す。

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題
2. 生物多様性保全への関心についての現状の整理

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標 1 	(生物多様性に関する意識の向上) 生物多様性を聞いたことがある人及びその概念を理解している人の割合は過去10年で明らかに増加。生物多様性についての理解は若者の間でより急速に高まっている模様。 未達成	(戦略目標A) 生物多様性の損失の根本原因に対処 (国別目標A-1) 「生物多様性の社会における主流化」の達成 等	(主な実施措置) ・農林水産関係MY行動宣言による普及・啓発、エコツーリズム、森林ボランティア及び藻場の再生等を拡大。 ・パンフレットの活用や、シンポジウム、イベントの開催等により、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で活動を推進。 ・多面的機能支払交付金で、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援。生物多様性に関しては、農地等の環境資源としての役割を活かした生態系の保全・再生等の活動を支援。
目標 2 	(生物多様性の価値の統合) 多くの国が計画及び開発プロセスへの生物多様性の組み込みに関する様々な事例を報告。国の勘定や報告制度に生物多様性の価値を組み込む国は着実に増加傾向にある。他方、開発や貧困削減のための計画において、目標が定めるほど生物多様性が真に組み込まれてきたという証拠は少ない。 未達成	生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数や生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められるほか、市民団体・企業・自治体等を対象に「生物多様性の社会における主流化」に向けた普及啓発活動等を継続的に実施するなど様々な取組を推進しており、民間団体等が連携した取組が増加するなど、目標に向けて進捗していると評価できる。一方で、多様な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の主流化」が広く一般的に達成されているとは言い切れず、引き続き努力が必要と考えられることから、「 目標に向けて進捗しているが不十分な速度 」であると評価した。	(主な関連指標) ・森林環境税等の導入自治体数の増加 ・多面的機能支払交付金のうち、生態系保全に資する活動を含む資源向上支払（共同活動）に取り組む農用地面積の増加 ・SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）、MEL（Marine Eco-Label Japan）等の認証取得数の増加
目標 3 	(奨励措置の改革) 生物多様性にとって有害となる可能のある補助金や他の奨励措置の廃止や段階的な廃止または改革、及び生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する正の奨励措置の策定については過去10年間ほとんど進捗がなかった。漁業や森林破壊の管理といった分野では有害な補助金が正の奨励措置をはるかに上回る。 未達成		
目標 4 	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産及び消費のための計画を策定している政府及びビジネスが増えているが、人間による持続不可能な活動が生物多様性に及ぼす負の影響を取り除く規模では行われていない。自然資源はより効率的に利用されるようになっているが、資源の総需要は増加し続けているため、自然資源の利用による影響は安全な生態学的限度をはるかに上回ったままである。 未達成		

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標 5 	（生息地損失の半減又は減少） 最近の森林破壊のスピードは過去10年間より減速しているものの、その減速率は3分の1程度にすぎないほか、一部の地域では森林減少が再加速している可能性がある。特に熱帯地域の最も生物多様性に富む生態系では、森林や他の生物圏における生息地の損失、劣化及び断片化は依然として高い状態にある。原生地域及び世界の湿地は減少し続けている。河川の分断も淡水域の生物多様性にとって重大な脅威となっているままである。 未達成	（戦略目標 B） 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進 （国別目標 B-1） 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少 特に重要な水系における湿地や干潟の再生割合など、自然生息地の損失速度に関する関連指標群の全てに進捗が認められ、目標に向けて進捗していると評価できる。また、自然生息地の劣化・分断の状況を把握するためベースラインを設定した森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長のうち、2018年時点で数値の更新があった湖沼面積、埋立面積及び自然海岸の延長については大きな変動はなく、自然生息地の損失は大きくは進んでいないと考えられる。一方で、2016年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、規模の小さな改変は続いており、またその影響が顕在化するまでには時間差があることが指摘されており、目標を達成する見込みと結論づけられないことから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」とであると評価した。	（主な実施措置） ・関係機関・団体と連携し、多様な主体の連携や持続可能な地域づくり及びグリーンインフラ等の観点も踏まえ、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然再生の取組を推進。 ・鳥獣被害防止特別措置法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組を支援。また、森林整備と一体となった防護柵等の整備や野生鳥獣の捕獲を支援しているほか、国有林野では多様な主体と連携しながら、個体群管理や被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を実施。さらに、増加する捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用も推進し、鳥獣との共生に配慮した必要な対策を推進していく。 （主な関連指標） 記載なし

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標6 	（水生生物資源の持続可能な管理） 一部の国や地域で顕著な進捗があったものの、過剰に漁獲されている海洋漁業資源の割合は3分の1に達しており、10年前より高くなっている。多くの漁業は未だに持続可能でない水準で非対象種の混獲を引き起こしているほか、海洋の生態地に損害を与えている。未達成	（国別目標B-2） 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施 MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）認証取得数やエコファーマーの累積新規認定件数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められ、目標に向けて進捗している。 一方で、一部の関連指標（「わが国周辺水域の資源水準の状況（中位以上の系群の割合）」、「中山間地域等において減少を防止する農用地面積」）は、基準年である国別目標設定時（2012年）と比較して若干減または横ばいの傾向を示し、明確な増加傾向は見られない。このことから「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」であると評価した。	（主な実施措置） ・エコファーマーの認定、有機農業など環境保全型農業を直接支援。 ・農業用排水路の整備にあたり、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施。 ・多面的機能支払により、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援。 ・国有林野において森林生態系の過度な攪乱を抑制しつつ丁寧できめ細やかな森林施業を実施 ・生物多様性に配慮した漁業管理や、漁業者等に対し混獲回避技術の普及・啓発を実施。 （主な関連指標） ・農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者増加 ・環境保全型農業直接支払制度取組面積H24年比で倍増（ただし、29年→30年は1万haの大幅な減少） ・藻場・干潟の保全・創造面積増加 ・漁業者等による資源管理計画数増加 ・MELジャパン認証取得数（生産段階）増加
目標7 	（持続可能な農業、養殖業、林業） 近年の農業従事者主導によるアグロエコロジーのアプローチ等により、持続可能な農業、林業及び水産養殖業を推進するための努力は大きく拡大。高い水準ではあるが、肥料及び農薬の使用は世界的に安定している。こうした進捗にもかかわらず、食料や木材の生産景観における生物多様性は低下し続けており、食料及び農業生産は引き続き世界的な生物多様性損失の主要な要因となっている。未達成		

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標8 	（汚染の減少） 過剰栄養、農薬、プラスチック及び他の廃棄物等による汚染は、引き続き生物多様性損失の主要な要因となっている。肥料の利用を改善するための努力の増加にもかかわらず、栄養レベルは生態系の機能と生物多様性にとって有害な状況が続いている。プラスチック汚染は海洋に蓄積しており、海洋生態系に深刻な影響をもたらしているほか、他の生態系にも蓄積し、その影響はほとんど未知である。多くの国によるプラスチック廃棄物を最小限に留めるための行動は、汚染源を削減するためには不十分であった。未達成	（国別目標B-3） 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持等 閉鎖性水域における全窒素・全リン濃度やCODの環境基準の達成度など、関連指標群の多くは横ばいで大きな変化は見られない。以上より、「大きな変化なし」と評価。	（主な実施措置） ・農業用排水施設や水質保全施設の整備、家畜排せつ物の管理の適正化などにより、流域からの栄養塩類や有機汚染物質の流入負荷の削減に継続して取り組んだ。 （主な関連指標） 記載なし
目標9 	（侵略的な外来種の防止と制御） 侵略的外来種の特定、また外来種がもたらすリスク及び管理の実現可能性を鑑み外来種を優先順位付けするという点において過去10年間で良い進捗が見られた。特に島嶼での侵略的な哺乳類をはじめとする侵略的外来種の根絶事業の成功は在来種に恩恵をもたらした。ただし、こうした成功がすべての侵略種の発生事例に占める割合は小さい。外来種の新規の侵入の件数が減少していることを示す証拠はない。部分的に達成	（国別目標B-4） 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等 特定外来生物の指定種類数及び未定着種類数、防除の確認・認定件数などの関連指標群の多くに進捗が認められる。また、奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングース対策の事例では、捕獲努力量あたりの捕獲頭数は着実に減少、やんばる地域のヤンバルクイナの生息個体数も増加傾向。希少種の生息状況等の回復を促進するためには、今後とも外来種対策を継続していく必要がある。以上より、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価した。	（主な実施措置） ・2018年3月までに、特定外来生物法に基づく特定外来生物146種を指定。 ・外来種について、日本および海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価したリストである「生態系被害防止外来種リスト」を2015年度に作成。 ・アライグマなど生息域が広域に拡大した外来生物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行った。 （主な関連指標） 記載なし

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要 (つづき)

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略 (第6回国別報告書 2018.12)	
		全 体	農林水産分野
目標10 	(気候変動に脆弱な生態系) 気候変動及び海洋酸性化の影響を受けるサンゴ礁及び他の脆弱な生態系は、複数の脅威の影響を受け続けている。魚の乱獲、富栄養化及び沿岸域での開発行為がサンゴの白化現象を悪化要因となっている。サンゴは評価されたすべての分類群の中で最も急速に絶滅リスクが高まっていることが示された。ハードコラルの被覆面積は一部の地域で大きく減少したほか、サンゴ礁の多様な生息環境を支える能力が低い種への遷移も見られている。山岳地域や極圏における他の生態系は、他の圧力も含め気候変動の大きな影響を受けている。 2015年の達成期限に間に合わなかったほか、2020年までに達成できなかった	(国別目標B-5) 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進 サンゴ礁については人為的圧力を整理し、優先的に取り組むべき課題を特定した。また、「日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積」は進捗が見られる。一方で、目標とする「人為的圧力等の生態学的許容値の設定」には至っていないことから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」であると評価した。	(主な実施措置) 記載なし (主な関連指標) 記載なし
目標11 	(保護地域) 保護地域として指定された地球の陸域及び海域の割合2020年までの目標を達成する可能性が高いほか、その他の効果的な地域ベースの保全措置 (OECM) や今後の各国によるコミットメントを考慮すると目標値を超える可能性がある。しかし、保護地域が生物多様性にとって最も重要な地域を保護すること、生態学的に代表性があること、相互にまたはより広域の景観とつながること、衡平かつ効果的に管理されていること、の確保についての進捗はもっと緩慢である。 部分的に達成	(戦略目標C) 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することによる生物多様性の状況の改善 (国別目標C-1) 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理 陸域及び内陸水域は20.3%を保護・管理し目標を達成している。一方で、海洋保護区の面積は2018年4月時点8.3%に留まっているほか、「都道府県指定鳥獣保護区の箇所数及び面積」、「パークボランティアの人数」といった関連指標は悪化しているため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」であると評価した。	(主な実施措置) ・国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育している森林については、「保護林」や「緑の回廊」に設定し、森林や動物等のモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理に努めた。 ・海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進。 (主な関連指標) ・国有林野の保護林及び緑の回廊面積：大きな変化なし ・保安林面積：やや増加

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標12 	（絶滅リスクの減少） 平均すると、種は絶滅に近づき続けている。しかし、過去10年間にわたる保全の行動が無ければ、鳥類及び哺乳類の絶滅数は少なくとも2倍から4倍になっていた。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、十分に評価された分類群については約4分の1（23.7%）の種が、全体では100万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれている。野生動物の個体数は、1970年以降3分の2以上減少し、2010年以降も減少し続けている。 未達成	（国別目標C-2） 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等 生息域外保全が実施されている種数（脊椎動物、昆虫、維管束植物）や保護増殖事業の策定数など関連指標群の多くに進捗が認められており、新たな絶滅種は生じない状況が維持され、レッドリストのランクが下がる種も増加している。また、トキやコウノトリは野生下の個体数が増加するなど取組の成果が見られる。植物遺伝資源の保全のための取組も行われている。一方で、「絶滅のおそれのある種数の割合」や「生息地保護区の箇所数」など、ほぼ横ばいで大きな改善が見られない指標も一部あるため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」とであると評価した。	（主な実施措置） ・これまで評価の対象としていなかった海洋生物について、平成29年3月に初めてのレッドリストを公表。 ・国有林野において、生息・生育している国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施するなど、種の保存法に基づく保護増殖事業を全国で展開。 ・国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的な間伐を実施するなど多様な森林の整備・保全を実施。 ・農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集、特性評価、保存及び配布を複数の機関で連携して行った。特に、植物遺伝資源については、国内機関の作物遺伝資源のセーフティバックアップを進めた。 （主な関連指標） ・農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数：やや増加
目標13 	（遺伝的多様性の保護） 作物、家畜、及び野生近縁種の遺伝的多様性の喪失が継続している。重要な作物の野生近縁種については、その保全を担保する手助けとなり、将来の食料保障にとっても重要となる生息域外のシードバンクには十分提供されていない。危機にあるか絶滅した家畜品種の割合は増加しているが、これまでよりも増加の速度は低下しており、伝統的な品種の減少防止において幾分の進捗があったことを示している。家畜化された鳥類及び哺乳類の野生近縁種は絶滅に近づいている。 未達成		

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標14 	（生態系サービス） 社会が依存する不可欠なサービスをもたらす生態系の容量が低下し続けている結果、多くの生態系サービス（自然の寄与（NCP））が減少している。一般に、貧しく脆弱なコミュニティや女性はNCPの低下による影響を不釣り合いに大きく受ける。平均的には、花粉媒介に役割のある哺乳類及び鳥類の種や、食料及び医薬品のために利用される種は絶滅に近づいている。未達成	（戦略目標D） 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化 （国別目標D-1） 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等 2016年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、「生態系サービスの多くは過去と比較して減少または横ばいである」と評価しており、長期的な傾向として生態系サービスから得られる恩恵が強化されているとは言えない。しかし、農村環境向上のための活動や里海づくりなどに関する関連指標群には進捗が認められ、取組は進んでいるため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価した。	（主な実施措置） ・間伐等の森林施業・路網の整備を支援、保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する多面的機能の発揮を図った。 ・地域共同による水路の草刈り、泥上げなどの農地・水路等の資源の日常管理や生態系保全などの農村環境の向上のための活動等が実施された。 ・東日本大震災の津波により被災し、復旧を要する海岸防災林のうち、平成29年度までに約162kmについて復旧・再生に着手するとともに、約91kmについて完了しており、平成32年度末までの完了を目指している。 （主な関連指標） ・農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数：増加

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標15 	（生態系の回復と回復力（レジリエンス）） 2020 年までに劣化した生態系の15%を再生するという目標に向けた進捗は限定的。しかしながら、多くの地域で意欲的な再生計画が進行中又は提案されており、生態系のレジリエンス及び炭素ストックの維持に大きな増強をもたらす可能性がある。 未達成	（国別目標D-2） 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献 2016 年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、「開発・改変の影響力は非常に強く、長期的には大きいまま推移している」と評価している。一方で、自然生態系の保全・再生等の取組や森林吸収源対策を着実に実施していることから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価した。	（主な実施措置） ・藻場・干潟の保全・再生面積は順調に増加。 ・「森林・林業基本計画」等に基づき森林吸収源対策を総合的に推進。 ・国有林野において、「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定。 （主な関連指標） ・森林による二酸化炭素吸収量：減少傾向 ・保護林面積：やや増加 ・緑の回廊面積：やや減少
目標16 	（遺伝資源へのアクセスと遺伝資源から生じる利益の配分） 遺伝資源へのアクセス及び利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書は2014 年10 月12 日に発効。2020 年7 月時点で、生物多様性条約の締約国のうち126 カ国が批准しているほか、87 カ国がアクセス及び利益配分に関する国内措置を講じているほか、然るべき国内当局を設置している。議定書は運用されていると考えられる。 部分的に達成	（国別目標D-3） 名古屋議定書の締結と国内措置の実施 名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置の実施も開始したため、「目標を超えて達成する見込み」と評価した。	（主な実施措置） ・海外からの適切な遺伝資源の導入促進の取組を実施。 （主な関連指標） 記載なし

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標17 	（生物多様性戦略と行動計画） 本目標の達成期限である2015年12月までに、69の締約国が策定もしくは改訂、更新した生物多様性国家戦略（NBSAP）を提出した。その後101の締約国がNBSAPを提出し、2020年7月までに170の締約国が現行戦略計画に沿った生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）を策定していることになる。これは条約の締約国の85%を占める。しかし、これらのNBSAPsがどの程度、政策手段として採用されているか、効果的かつ参加的な形で実施されているかには差がある。部分的に達成	（戦略目標E） 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進 （国別目標E-1） 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等 平成26年に国家戦略について総合的な点検を実施し、「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を取りまとめるなど、施策の推進を行っている。また、生物多様性日本基金を活用した国家戦略策定国数も増加していることから、「目標を達成する見込み」と評価した。	（主な実施措置） ・2014年10月に韓国において開催されたCOP12において愛知目標の中間評価が実施された。その結果、愛知目標の達成に向け進展はあるものの、今後更なる取組の必要があると評価された。この評価結果を受け、我が国では現行の国家戦略の着実な実施に加え、今後一層加速する具体的施策を取りまとめ、愛知目標の達成に向けて実施の強化を図った。 （主な関連指標） 記載なし

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(1) 愛知目標の達成に向けた取組状況の概要（つづき）

愛知目標 (GBO5 2020.9.15)		国家戦略（第6回国別報告書 2018.12）	
		全 体	農林水産分野
目標18 	（伝統的知識） 世界的な政策の場や科学コミュニティの双方において、伝統的知識や持続可能な利用慣行の価値についての認識は増加。一部の国で進捗があったものの、条約の実施に関連する国内法令が伝統的知識及び持続可能な利用慣行を広く尊重及び／又は反映していること、又は先住民及び地域社会がどの程度関連プロセスに効果的に参加しているかを示す情報は限定的である。 未達成	（国別目標E-2） 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員 自然の恵みを活かした暮らしや伝統的知識を活かした社会づくりに関するモデル事業の実施により、地域の特性を活かして自然資本を持続的に管理する「地域循環共生圏」の構築を推進した。またIPBES への参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化しており、関連指標群（植生図の整備状況、GBIF へのデータ登録件数）にも進捗が認められるため、「目標を達成する見込み」とであると評価した。	（主な実施措置） ・国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査を実施。 ・産卵海域や主要漁場における海洋環境の調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響の把握に努めた。 ・平成25 年度に生物多様性国家戦略2012-2020 の最初の総合的な点検を実施。 （主な関連指標） 記載なし
目標19 	（情報と知識の共有） 生物圏についての理解を改善するための新しい機会を切り開くビッグデータの集約、モデリング及び人工知能の進展に伴い、生物多様性に関する知識及びデータの生成、共有及び評価は、2010 年以降著しく進捗。しかしながら、研究とモニタリングの対象地や注目される分類群が大きく偏る状況は継続。生物多様性の損失が人々にもたらす悪影響についての情報が不足しているほか、意思決定における生物多様性関連知識の適用状況に関する情報も限られている。 部分的に達成		
目標20 	（資源動員） 一部の国において生物多様性のための国内資源の増加があったが、その他の国の資源は過去10 年間ほぼ一定であった。国際的なフローや政府開発援助を通じた生物多様性のために利用可能な資金はほぼ倍増した。しかし、生物多様性関連資金のすべての財源を考慮した場合、調達資金の増加は需要に比して十分ではなかった模様。 部分的に達成		

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(2) 今後の課題

TRANSITIONS TO SUSTAINABLE PATHWAYS 持続可能な道筋への移行（GB05 SPM）

 土地と森林の移行	無傷の生態系の保全、生態系の回復、劣化との闘いと逆転、土地利用の変化の回避、軽減、緩和のためのランドスケープレベルの空間計画の採用。この移行は、生物多様性の維持と人々の利益のための生態系サービスの提供のために、よく保存された生息地の本質的な価値を認識し、食料安全保障の維持と向上のために、森林やその他の生態系の大規模な転換をもちや必要としない状況に移行する必要があることを認識しています。
 持続可能な淡水への移行	自然と人間が必要とする水の流れを保証し、水質を改善し、重要な生息地を保護し、侵入種を抑制し、接続性を保護して、山から海岸までの淡水系の回復を可能にする統合的なアプローチ。この移行は、陸上、沿岸、海洋環境との連携を含め、人間社会や自然のプロセスを支える淡水生態系の多様な役割を維持する上で、生物多様性の重要性を認識しています。
 持続可能な漁業と海洋への移行	持続可能性を確保し、食料安全保障と生計を向上させるために、海洋および沿岸の生態系を保護・回復し、漁業を再構築し、養殖やその他の海洋利用を管理すること。この移行は、海洋からの食料供給やその他の利益が健全な生態系に長期的に依存していることを認識しています。
 持続可能な農業への移行	生物多様性への悪影響を最小限に抑えながら生産性を向上させるために、アグロエコロジーやその他の革新的なアプローチによって農業システムを再設計すること。この移行は、土地や水などの資源を効率的に利用した生産的で回復力のある農業を実現するために、受粉者、害虫や病気を制御する生物、土壌の生物多様性や遺伝的多様性、景観の多様性などの生物多様性が果たす役割を認識していることを示しています。

1. 愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題

(2) 今後の課題

TRANSITIONS TO SUSTAINABLE PATHWAYS 持続可能な道筋への移行（GB05 SPM）

持続可能な食料システムへの移行 	多様な食品、主に植物をベースとした食品をより重視し、肉や魚の消費をより控えめにし、食品の供給と消費に関わる廃棄物を劇的に削減することで、持続可能で健康的な食生活を可能にする。この移行は、多様な食品と食品システムから得られる潜在的な栄養上の利点と、あらゆる側面での食料安全保障を確保しつつ、世界的な需要主導の圧力を軽減する必要性を認識するものである。
都市とインフラの移行 	市民の健康と生活の質を向上させ、都市とインフラの環境フットプリントを削減するために、「グリーン・インフラ」を展開し、建設された景観の中に自然のためのスペースを作る。この移行は、人口の大部分が都市に住んでいる人間を維持するために、都市コミュニティが機能している生態系に依存していること、都市と近隣や遠方の生態系との間の遠隔接続、都市の拡大、道路やその他のインフラが生物多様性に与える悪影響を軽減するための空間計画の重要性を認識しています。
持続可能な気候変動対策への移行 	化石燃料の使用を迅速に段階的に廃止し、気候変動の規模と影響を軽減しつつ、生物多様性やその他の持続可能な開発目標にプラスの利益を提供するために、自然をベースとしたソリューションを採用すること。この移行は、炭素の貯蔵と吸収を通じて気候変動を緩和する生物圏の能力を維持し、回復力のある生態系を通じて適応を可能にする上で、生物多様性の役割を認識し、生物多様性への負の影響を回避しながら再生可能エネルギーを促進する必要があることを認識しています。
生物多様性を包括するOne Healthへの移行 	農業生態系や都市生態系、野生生物の利用を含む生態系を統合的なアプローチで管理し、健康な生態系と健康な人を促進すること。この移行は、生物多様性と人間の健康のあらゆる側面との間のあらゆる関連性を認識し、生物多様性の損失、疾病リスク、不健康の共通の要因に対処するものです。

出典: Global Biodiversity Outlook 5 SUMMARY FOR POLICYMAKERS 15.09.2020

2. 生物多様性保全への関心についての現状の整理

- 2019年度 農林水産省生物多様性戦略見直しに関する有識者研究会等での議論（第1回、第2回、シンポジウム）より、生物多様性保全への関心に関する現状を整理した。

有識者からの意見等

- 農林水産業の現場では、豊かな生物多様性が日常であり、保全しようという気持ちが生まれにくいのが現状。
- ESG投資については、環境に関する課題として二酸化炭素の排出削減に重点が置かれる傾向にある。生物多様性保全の取組は、重要性については認識しているものの、気候変動緩和と異なり、成果を測る方法が確立しておらず、取組の評価が難しいことから、企業の取組がなかなか進んでいない。
- 生産者と消費者の距離が拡大し、消費者が生産現場を想像することが難しい。
- 都市に住む消費者の多くは、自然に触れ合うことが減ったことで、自然に対する関心を失ってしまっている。
- 消費者の食品への関心は、安い、おいしい、安心・安全が重視され、環境への影響までは思いが至らない。
- 普段の消費生活で安価に購入しているものの価格に、本来の自然の価値が十分に上乗せされていない。
- 「お客さまは神様です文化」が強く、かかっているコストを隠す傾向がある。
- 現場の取組に落とし込む推進体制が弱かったと思う。

考察

自分（個人、企業等）と生物多様性の関係がわかりにくい、可視化しにくい

↓ これに加えて

生産者と消費者の距離が離れ、生物多様性の価値が理解されていない

↓ このため

生物多様性の保全する価値を、生産物や商品に反映できていない

↑

推進体制が不十分

➡ 生態系サービスの恩恵やそれが失われることのリスクなど、生物多様性と人の暮らしとの関係をわかりやすく示していくことやその体制づくりが重要。

(別添) 指標一覧

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
A: 生物多様性の損失の根本原因に対処する	A-1: 遅くとも2020 年までに、各主体が生物多様性の重要性を認識し、それぞれの行動に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が軽減されている。 ◆A-1-1:生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化(環、外、文、農、経、国) ◆A-1-2:生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する(環、農、国) ◆A-1-3:①自治体における戦略策定・実践的な取組の支援 ②2013年までに地域戦略策定の手引きを改定(環) ◆A-1-4:①生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国と自治体における戦略・計画等の策定を促進 ②奨励措置による生態系への影響の考慮、配慮した奨励措置の実施 ◆A-1-5:生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表と実施の奨励(環)	生物多様性の重要性に関する認識状況	「生物多様性」の言葉の認知度 [%] (「言葉の意味を知っている」+「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」)	単年度実績	%	55.7 (H24)	-	46.4	-	-	-
			「生物多様性国家戦略」の認知度 [%] (「内容を知っている」+「意味は知らないが、聞いたことがある」)	単年度実績	%	34.4 (H24)	-	24.8	-	-	-
		生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数 【累積】		累積	件	124 (H24)	130	139	142	155	155
		生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数 【累積】		累積	団体	501 (H24)	504	509	504	521	527
		ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積 ※「日本ナショナル・トラスト協会調べ」より	箇所数 [団体] [累積]	累積	箇所	-	28		46	46	-
			面積 [ha] [累積]	累積	ha	-	9,000		13,532	15,284	-
		にじゅうまるプロジェクトへの登録数 [事業数] [累積]		累積	件	132 (H24)	249	309	400	486	-
		グリーンウェイブへの参加団体数		単年度実績	団体	465 (H24)	567	367	215	230	-
		多面的機能支払交付金対象面積(農地維持支払)		単年度実績	万ha	—	—	196	218	225	-
		多面的機能支払交付金対象面積(資源向上支払)		単年度実績	万ha	—	—	179	193	200	-
		森林経営計画の策定面積 [万ha]		累積	万ha	289 (H24)	446	489	518	542	-
		国内における、SGEC、FSC の森林認証面積、MEL、MSC、JHEP の認証取得数	SGECの森林認証面積 [万ha]	累積	万ha	90 (H24)	123	125	126	156	-
			FSCの森林認証面積 [万ha]	累積	万ha	40 (H24)	40	42	39	39	-
			MEL認証取得数(生産段階) 【累積】	累積	件	18 (H24)	19	22	23	28	44
			MEL認証取得数(流通加工段階) 【累積】	累積	件	49 (H24)	51	55	53	57	62
			MSCの認証取得数 【累積】	累積	件	1 (H24)	2	2	2	4	4
			JHEPの認証取得数 【累積】	累積	件	14 (H24)	22	34	39	59	62
		自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数	環境省が実施した経済価値評価の事例数 【累積】	累積	件	1 (H24)	5	7	10	10	10
		生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画(生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等)の策定数	生物多様性地域戦略策定済み都道府県 【累積】	累積	件	24 (H24)	32	35	39	41	-
			生物多様性地域戦略策定済み市区町村 【累積】	累積	件	29 (H24)	46	63	71	82	-
			地域連携保全活動計画の策定数 【累積】	累積	件	1 (H24)	8	10	13	13	13
			エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数 【累積】	累積	件	3 (H24)	3	6	7	12	12
		生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)の策定数	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 [%]	累積	%	36 (H24)	38	42	44	43	-
		生態系サービスへの支払い税(森林環境税等)の導入自治体数	森林環境税等の導入自治体数 [都道府県] [累積]	累積	件	33 (H24)	33	35	35	37	37
		環境保全経費(自然環境の保全と自然とのふれあいの推進)の予算額 [億円]		単年度実績	億円	1,393 (H24)	1,399	1,379	1,431	1,450	1,422
		生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施しているか、実施する方向で検討している事業者の割合 [%]	単年度実績	%	-	57.2	-	-	-	-

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
B: 人為的圧力等の 最小化と持続 可能な利用を推 進する	B-1: 2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。 ◆B-1-1 ベースライン設定 (環、農) ◆B-1-2 生態系ネットワーク形成、湿地・干潟の再生 (環、農、国) ◆B-1-3 鳥獣の生息状況調査促進、法施行状況の見直し (2015年まで)、担い手確保の仕組みづくり (環) ◆B-1-4 鳥獣による森林被害対策、鳥獣の生息環境確保のための対策 (農)	特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%] [累積]		累積	%	39 (H24)	45	48	52	58	-
		干潟の再生割合 [%]		単年度実績	%	38.0 (H24)	38.1	38.1	38.4	40.4	-
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%]		単年度実績	%	47.0 (H24)	47.9	48.5	48.9	49.4	-
		都市域における水と緑の公的空間確保量 [m2/人]		単年度実績	m2/人	12.8 (H24)	12.9	13.0	13.2	13.3	-
	B-2: 2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。 ◆B-2-1 持続的な農業生産と生物多様性保全の両立の促進 (農) ◆B-2-2 ①森林の多面的機能の持続的発揮。 ②森林生態系多様性基礎調査の推進 (農) ◆B-2-3 藻場・干潟の保全・再生、高度回遊性魚類(マクロ合)の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理、養殖生産・内水面保全等により持続的漁業と生物多様性保全を両立 (農) ◆B-2-4 里海づくりの取組実施 (環)	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数 [万人・団体]		単年度実績	万人	187 (H24)	—	222	—	250	-
		エコファーマー累積新規認定件数 【累積】		累積	件	278,540 (H24)	286,178	292,373	297,953	303,793	-
		環境保全型農業直接支払制度取組面積		単年度実績	ha	41,439 (H24)	51,114	57,744	74,180	84,566	89,778
		生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所 [箇所]		累積	箇所	1,694 (H24)	1,824	1,937	2,030	2,118	-
		中山間地域等において減少を防止する農用地面積 [万ha]		単年度実績	万ha	7.8 (H24)	7.8	8.0	7.6	7.7	-
		森林計画対象面積 [百万ha]※現状維持が目標		単年度実績	百万ha	25 (H24)	—	—	—	—	-
		藻場・干潟の保全・創造面積 [ha]		累積	ha	738 (H24)	2,553	3,946	4,986	6,168	-
		漁場の堆積物除去面積 [万ha]		累積	万ha	3.6 (H24)	8.9	14.3	15.0	-	-
		魚礁や増養殖場の整備面積 [万ha]		累積	万ha	2.3 (H24)	3.4	4.6	5.4	-	-
		漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率 [%]		累積	%	57.1 (H24)	60.7	63.8	65.4	66.9	-
		多国間漁業協定数 【累積】		累積	件	52 (H24)	52	53	53	53	53
		わが国周辺水域の資源水準の状況 (中位以上の系群の割合) [%]		単年度実績	%	58 (H24)	57	50	50	51	-
		漁業者等による資源管理計画数 【累積】		累積	件	1,705 (H24)	1,694	1,793	1,868	1,930	-
		海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合 [%]		単年度実績	%	85.5 (H24)	91.6	91.2	91.4	92.3	-
		里海づくりの取組箇所数 [箇所]		単年度実績	件	122 (H22)	—	216	-	-	-
		MEL認証取得数 (生産段階) 【累積】	再掲 (目標4)	累積	件	18 (H24)	19	22	23	28	44
		MEL認証取得数 (流通加工段階) 【累積】	再掲 (目標4)	累積	件	49 (H24)	51	55	53	57	62
		MSCの認証取得数 【累積】	再掲 (目標4)	累積	件	1 (H24)	2	2	2	4	4
		SGECの森林認証面積 [万ha]	再掲 (目標4)	累積	万ha	90 (H24)	123	125	126	156	-
		FSCの森林認証面積 [万ha]	再掲 (目標4)	累積	万ha	40 (H24)	40	42	39	39	-
	B-3: 2020 年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域については総合的、重点的な推進を図る。 ◆B-3-1 流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015年3月までに第7次水質総量削減を実施 (環、農、国) ◆B-3-2 閉鎖性水域の水質・貧酸素水塊の発生の改善。水星生物保全のため、2014年までに下層D0及び透明度の環境基準化 (環、国) ◆B-3-3 水生生物等の生息環境保全と高い生産性が両立する管理方策の確率に向けた調査研究 (環)	水質環境基準の達成状況 ※健康項目＝人の健康の保護のために設けられた基準	・河川 [%]	単年度実績	%	98.6 (H24)	98.9	98.8	98.8	99.0	-
			・湖沼 [%]	単年度実績	%	99.5 (H24)	99.8	99.8	99.8	99.5	-
			・海域 [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
		閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況 ※基準を満たす測定地点数の割合 ※生活環境基準は、当該水域の利用目的 (水道、工業用水、水浴等) に応じて異なる基準が適用されている。目的が異なる基準を満たしていることをもって「生態系機能に有害とならない水準まで抑えられ」ていと説明することは困難か？ ※生活環境＝人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む (環境基本法)	・湖沼 (全窒素濃度) [%]	単年度実績	%	12.8 (H24)	12.8	15.4	12.8	12.5	-
			・湖沼 (全リン濃度) [%]	単年度実績	%	54.6 (H24)	52.1	52.9	54.5	52.9	-
			・湖沼 (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	51.3 (H24)	50.4	50.4	51.2	49.6	-
			・東京湾 (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	83.3 (H24)	83.3	83.3	66.7	100.0	-
			・伊勢湾 (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	57.1 (H24)	85.7	71.4	71.4	85.7	-
			・大阪湾 (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
			・瀬戸内海 (大阪湾を除く) (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	98.2 (H24)	98.2	96.5	96.5	98.2	-
			・有明海 (全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	40.0 (H24)	40.0	40.0	40.0	40.0	-

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
			・八代海(全窒素、全リン濃度とも) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	75.0	100.0	75.0	75.0	-
		赤潮・アオコの発生件数	・赤潮の発生件数(東京湾) [件]	単年度実績	件	27 (H24)	32	33	27	-	-
			・赤潮の発生件数(伊勢湾) [件]	単年度実績	件	32 (H24)	22	30	34	-	-
			・赤潮の発生件数(瀬戸内海) [件]	単年度実績	件	116 (H24)	83	96	80	-	-
			・赤潮の発生件数(有明海) [件]	単年度実績	件	44 (H24)	40	37	35	39	-
			・赤潮の発生件数(八代海) [件]	単年度実績	件	16 (H24)	16	11	25	19	-
			・アオコの発生件数(霞ヶ浦(西浦＋北浦)) [日]	単年度実績	日	118 (H24)	90	41	36.0	-	-
			・アオコの発生件数(琵琶湖) [日]	単年度実績	日	18 (H24)	21	0	5.0	-	-
		閉鎖性水域におけるCOD の環境基準の達成状況 ※基準を満たす測定地点数の割合	・湖沼 [%]	単年度実績	%	55.3 (H24)	55.1	55.6	58.7	56.7	-
			・東京湾 [%]	単年度実績	%	63.2 (H24)	63.2	63.2	63.2	63.2	-
			・伊勢湾 [%]	単年度実績	%	56.3 (H24)	56.3	50.0	68.8	62.5	-
			・大阪湾 [%]	単年度実績	%	66.7 (H24)	66.7	66.7	75.0	75.0	-
			・瀬戸内海(大阪湾を除く) [%]	単年度実績	%	79.3 (H24)	77.3	78.0	76.7	74.3	-
			・有明海 [%]	単年度実績	%	86.7 (H24)	86.7	93.3	93.3	93.3	-
			・八代海 [%]	単年度実績	%	85.7 (H24)	78.6	85.7	85.7	92.9	-
		水生生物保全に係る環境基準の達成状況 ※有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象とする(「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」中環審水環境部会平成15年)	・河川(全亜鉛) [%]	単年度実績	%	98.5 (H24)	98.1	97.4	97.7	98.1	-
			・湖沼(全亜鉛) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
			・海域(全亜鉛) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	93.3	100.0	100.0	100.0	-
			・河川(ノニルフェノール) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	99.8	100.0	100.0	-
			・湖沼(ノニルフェノール) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
			・海域(ノニルフェノール) [%]	単年度実績	%	100.0 (H24)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
			・河川(LAS) [%]	単年度実績	%	-	100.0	96.6	99.7	99.6	-
			・湖沼(LAS) [%]	単年度実績	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
			・海域(LAS) [%]	単年度実績	%	-	-	100.0	100.0	100.0	-

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
		東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況	・東京湾								
			・伊勢湾								
			・瀬戸内海								
		陸域からの窒素・リン流入負荷量 ※暫定値を含む	・陸域からの窒素流入負荷量（東京湾） [t/日]	単年度実績	t/日	154 (H24)	151	145	158	-	-
			・陸域からの窒素流入負荷量（伊勢湾） [t/日]	単年度実績	t/日	85 (H24)	97	89	97	-	-
			・陸域からの窒素流入負荷量（瀬戸内海） [t/日]	単年度実績	t/日	316 (H24)	317	320	297	-	-
			・陸域からのリン流入負荷量（東京湾） [t/日]	単年度実績	t/日	10 (H24)	9.9	9.6	10.8	-	-
			・陸域からのリン流入負荷量（伊勢湾） [t/日]	単年度実績	t/日	7 (H24)	6.0	6.0	6.2	-	-
			・陸域からのリン流入負荷量（瀬戸内海） [t/日]	単年度実績	t/日	19 (H24)	19.8	19.2	19.2	-	-
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲		単年度実績	%	38.0 (H24)	38.1	38.1	38.4	40.4	-
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%] ※再掲		単年度実績	%	47.0 (H24)	47.9	48.5	48.9	49.4	-
		地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の達成状況 [%] ※平成25年度地下水質測定結果の概況調査（項目「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」）による		単年度実績	%	96.4 (H24)	96.7	97.1	96.5	-	-
		指標なし、定性的評価									
		指標なし、定性的評価									
	B-4: 2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた対策を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。また、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。 ◆B-4-1 ①2014年までに侵略的外来種リスト(仮) 作成 ②定着経路情報の整備(環、農) ◆B-4-2 ①優先度の整理と防除の推進 ②外来種被害防止行動計画(仮) の策定 ◆B-4-3 優先度の高い侵略的外来種について、制御・根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進	特定外来生物、外来種ブラックリスト(仮称) の指定等種類数とそのうちの未定着種類数 ※「外来種ブラックリスト(仮称)」は「生態系被害防止外来種リスト」として平成27年3月に策定済み	・特定外来生物の指定等種類数	累積	種類	105 (H24)	107	112	110	132	146
			・特定外来生物の未定着種類数	累積	種類	58 (H24)	60	63	61	74	85
			・生態系被害防止外来種リストの指定等種類数	累積	種類	データなし	データなし	429	429	429	429
			・生態系被害防止外来種リストの未定着種類数	累積	種類	データなし	データなし	101	101	101	101
		指標なし、定性的評価									
		外来生物法に基づく防除の確認・認定件数	・確認件数 [件]	累積	件	987 (H24)	882	959	1,007	1,015	1,022
			・認定件数 [件]	累積	件	110 (H24)	90	117	141	141	174
		奄美大島及び沖縄島やんばる地域(防除実施地域内(2012 年度時点)) におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況(生息確認メッシュ数)	・マングースの捕獲頭数(奄美大島) [頭]	単年度実績	頭	197 (H24)	130	71	40	28	-
			・マングースの捕獲頭数(沖縄島やんばる地域) [頭]	単年度実績	頭	203 (H24)	199	155	125	78	-
			・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(奄美大島) [頭/1000わな日]	単年度実績	頭/1000畧日	0.08 (H24)	0.04	0.015	0.008	0.01	-
			・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(沖縄島やんばる地域) [頭/1000わな日]	単年度実績	頭/1000畧日	0.14 (H24)	0.10	0.08	0.06	0.03	-
			・生息メッシュ数(アマミノクロウサギ) [メッシュ]	単年度実績	メッシュ	112 (H24)	129	190	128	101	-
			・生息メッシュ数(ヤンバルクイナ) [メッシュ]	単年度実績	メッシュ	155 (H24)	145	142	146	138	-
		地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備	・リストの作成 [件数]	累積	件	14 (H27)	-	-	14	16	17
			・条例の整備 [件数]	累積	件	20 (H27)	-	-	20	20	20
	B-5: 2015 年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。 ◆B-5-1 ①2013年までに人為的圧力を特定 ②2015年までに生態学的許容値を設定し取組を実施(環)	サンゴ礁の状態の推移傾向(サンゴ被度) [%]				30 (H24)	—	30	30	30	-
		水質の指標(全窒素、全リン)、底質中懸濁物質含量(SPSS)	・水質の指標(全窒素)			—	—	—	—	—	-
			・水質の指標(リン)			—	—	—	—	—	-
			・底質中懸濁物質含量(SPSS)			—	—	—	—	—	-
		日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積	・サンゴ礁 [%]		%	42 (H20)	—	45	—	58	-
			・藻場 [%]		%	47 (H20)	—	53	—	55	-
			・干潟 [%]		%	9 (H20)	—	25	—	30	-
		人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数			箇所	—	—	—	—	—	-

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する	C-1: 2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。 ◆C-1-1 愛知目標中間評価までに保全・管理状況を把握するための手法・ベースライン・現状を整理(環、農) ◆C-1-2 生物多様性保全に寄与する地域の指定について検討し、適切な保全・管理を推進(環、文、農、国) ◆C-1-3 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する(環、農、国) ◆C-1-4 2014年までに重要海域を抽出、保全の必要性・方法を検討(環)	自然公園面積(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)	・国立公園の面積 [ha]	単年度実績	ha	2,093,363 (H24)	2,099,606	2,113,402	2,114,998	2,189,804	2,190,736
			・国定公園の面積 [ha]	単年度実績	ha	1,362,613 (H24)	1,359,155	1,350,694	1,419,542	1,409,727	1,409,727
			・都道府県立自然公園の面積 [ha]	単年度実績	ha	1,977,485 (H24)	1,972,560	1,970,373	1,967,222	1,967,323	1,967,323
		自然環境保全地域等面積(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)	・原生自然環境保全地域 [ha]	単年度実績	ha	5,631 (H24)	5,631	5,631	5,631	5,631	5,631
			・自然環境保全地域 [ha]	単年度実績	ha	21,593 (H24)	21,593	22,542	22,542	22,542	22,542
			・都道府県立自然環境保全地域 [ha]	単年度実績	ha	77,342 (H24)	77,398	77,408	77,409	77,414	77,414
		都市域における水と緑の公的空間確保量 [m2/人] ※再掲		単年度実績	m2/人	12.8 (H24)	12.9	13.0	13.2	13.3	-
		鳥獣保護区面積(国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区)	・国指定鳥獣保護区の箇所数 [箇所]	単年度実績	箇所	82 (H24)	82	82	85	85	85
			・国指定鳥獣保護区的面積 [千ha]	単年度実績	千ha	582 (H24)	585	585	586	586	587
			・都道府県指定鳥獣保護区の箇所数 [箇所]	単年度実績	箇所	3,759 (H24)	3,746	3,714	3,698	3,680	3,664
			・都道府県指定鳥獣保護区的面積 [千ha]	単年度実績	千ha	3,032 (H24)	3,010	3,066	2,976	2,963	2,951
		海洋保護区面積(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等) [km2]		単年度実績	km2	369,200 (H23)	369,200				-
		国有林野の保護林及び緑の回廊面積	・保護林面積 [千ha]	単年度実績	千ha	915 (H24)	965	968	968	968	968
			・緑の回廊面積 [千ha]	単年度実績	千ha	586 (H24)	583	583	583	582	583
		保安林面積 [万ha]		単年度実績	万ha	1,209 (H24)	1,212	1,214	1,217	1,218	-
		生息地等保護区的面積	再掲(目標12)	単年度実績	ha	885.5 (H24)	885.5	885.5	885.5	885.5	886.2
		特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%]【累積】 ※再掲		累積	%	39 (H24)	45	48	52	58	-
		国立公園において保全・管理に当たる自然保護官の人数 [人]		単年度実績	人	71 (H24)	72	74	76	-	-
		国立公園内において国立公園管理に携わるボランティアの人数・パークボランティアの人数 [人]		単年度実績	人	1,569 (H24)	1,625	1,524	1,544	1,512	1,507
	C-2: 絶滅のおそれの高い種のうち、2020年までにレッドリストのランクが下がる種が増加している。また、2020 年までに作物、家畜等の遺伝子の多様性が維持される。 ◆C-2-1 2020年までに、知見集積・情報共有・体制整備を推進。レッドリスト整備と定期的な見直し(環) ◆C-2-2 希少種指定の着実な推進、保護増殖事業計画の策定・取組推進、保全手法・技術改善(環、文、農、国) ◆C-2-3 絶滅・減少防止のため、地域での合意形成、生息・生育環境の整備を推進(農) ◆C-2-4 2020年までに、絶滅の危険性が極めて高い種について、生息域外保全、飼育繁殖個体の野生復帰を推進し、生態系回復・地域社会の活性化を図る(環、文、農、国) ◆C-2-5①作物の遺伝資源:植物遺伝資源の保全について連携・補完する保全ネットワークを構築 ②家畜の遺伝資源:我が国固有の品種を中心に遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用の推進(農)	脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合	・脊椎動物 [%]	単年度実績	%	25.0 (H24)	25.0	25.0	24.9	25.3	-
			・昆虫 [%]	単年度実績	%	1.1 (H24)	1.1	1.1	1.1	1.1	-
			・維管束植物 [%]	単年度実績	%	25.4 (H24)	25.4	25.4	25.4	25.5	-
		環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数 [種]【累積】 ※国家戦略策定時からの累積数		累積	種	295 (H24)	295	295	296	302	-
		脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数	・脊椎動物【種】 ※日本動物園水族館協会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「保険個体群の維持取組」の数	累積	種	—	-	-	16	33	-
			・昆虫【種】 ※全国昆虫施設連絡協議会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「飼育累代」の数	累積	種	11 (H24)	11	11	16	18	-
			・維管束植物【種】 ※日本植物園協会が保有する絶滅危惧植物の種数	累積	種	—	-	-	1,138	1,162	-
		国内希少野生動植物種の指定数 [種]		累積	種	90 (H24)	89	89	175	208	-
		生息地等保護区の箇所数及び面積	・箇所数 [箇所]【累積】	累積	箇所	9 (H24)	9	9	9	9	9
			・面積 [ha]	累積	ha	885.5 (H24)	885.5	885.5	885.5	885.5	886.2
		保護増殖事業計画の策定数 [種]		累積	計画	49 (H24)	49	49	49	50	-
		指標なし、定性的評価									-
		トキ・コウノトリ・ツシマヤマネコの野生個体数	・トキ(野外) [羽] ※各年12月時点の野生下トキの個体数	単年度実績	羽	76 (H24)	97	139	155	211	-
			・ツシマヤマネコ(推定) [頭]	単年度実績	頭	-	※2010年代前半 約70または100			-	-
			・コウノトリ [羽] ※大陸からの飛来個体1羽を含む	単年度実績	羽	62 (H24)	71	70	77	96	119 (8.1時点)
		農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数		累積	万点	21.9(H24)	22.0	22.2	22.4	22.6	-

[illegible]

戦略目標	国別目標	関連指標群	細分類	データ種別	単位	ベースライン値	H25	H26	H27	H28	H29
E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築を推進する	E-1: 生物多様性国家戦略に基づき施策の総合的・計画的な推進を図る。また、愛知目標の国別目標17の達成に向け支援・協力を行う。	主要行動目標の実施状況				-	○	○	○	○	○
	◆E-1-1 必要に応じ戦略の見直しを検討(全) ◆E-1-2 GEFや日本基金を通じ、世界全体での個別目標17の達成に貢献(外、財、環)	生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数【累積】		累積	か国	13 (H24)	23	38	74	130	-
	E-2: 2020 年までに、生物多様性に関する地域社会の伝統的知識等が尊重される。また、科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源を効果的・効率的に動員する。	1／2.5万 現存植生図整備状況【面】【累積】		累積	面	3,053 (H24)	3,255	3,459	3,652	3,807	3,976
	◆E-2-1 伝統的生活文化の知恵、技術を再評価し、継承・活用を促進(環、文) ◆E-2-2 2020年までに自然環境基礎調査等のデータの充実等を行う。各主体の連携によるデータ収集・提供・共有等の体制を整備(環、文、農、国) ◆E-2-3 2020年までに海洋生物・生態系の科学的知見の充実を図る(文、環、国) ◆E-2-4 国別目標の中間評価を実施(環、外、文、農、経、国) ◆E-2-5 IPBESへの参加・貢献、国内体制整備(環、農) ◆E-2-6 愛知目標達成のための資源動員状況把握、事務局への報告体制整備(環)	GBIF へのデータの登録状況【件】		累積	件	2,946,992 (H24)	3,454,968	3,816,092	3,816,223	3,944,152	-

第1回新農林水産省生物多様性戦略検討会 議事概要

I 開催日時 令和2年8月31日（月）14時～17時

II 開催場所 NTT データ経営研究所（Web 会議併用）

III 検討会委員

- 涌井 史郎 東京都市大学 特別教授
- 橋本 禅 東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
- 栗野 美佳子 一般社団法人SusCon 代表理事
- 井村 辰二郎 公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
- 大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO法人田舎のヒロインズ理事長
- 大場 あい 毎日新聞 科学環境部 記者
- 岡部 貴美子 国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
- 河口 真理子 不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）
立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授
- 菊池 紳 いきもの株式会社 創業者・代表取締役
- 西野 司 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
- 松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
- 森井 茂夫 日本水産株式会社 CSR 部 部長

計 13 名 ●座長、○副座長

IV 資料

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 検討会委員名簿
- 資料 3 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について
- 参考資料 生物多様性を取り巻く状況
（参考）あふの環プロジェクトについて

V 議事次第

1. 開会挨拶
2. 委員のご紹介
3. 座長及び副座長の選出
4. 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について
 - （1）議論の前提となる背景情報の提供
 - （2）次期戦略の構成案
 - （3）次期戦略に追加する主な論点
5. 連絡事項等
6. 閉会挨拶

VI 委員からの意見

議事次第の「4. 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について」の
(1) 議論の前提となる背景情報の提供および(2) 次期戦略の構成案、について
(資料3の1p～13p)

【総論】

- ・ 世界や日本の農林水産業全体の問題の中で、生物多様性が原因になっているものは何か、生物多様性の毀損(きそん)が農林水産業に与えそうな悪影響は何なのか、関わりの大きい絵を現状の認識として出していくようにした方が良い。現状と課題については、生物多様性でフォーカスすべきことについて強調した方が良い。(栗野委員)。
- ・ トランスフォーメティブチェンジという言葉で(社会に)大変容が起きようとしていることを前提に議論をしており、その背景をしっかりと整理する必要がある。また、現場と向き合っている人たちにとって分かりやすいことが大事である。単に施策を並べるのではなく、現場の人間が理解できることが重要。全ての農業者が十分に理解する訳ではなくても、自分たちが生物多様性ということに対して大きな影響力と貢献もし得るということが分かる長期ビジョンのようなものが必要(涌井座長、大津委員)。
- ・ 食料・農業・農村基本計画、農林水産省環境政策の基本方針などを踏まえて検討した方が良い。(橋本副座長、二村委員)。

【伝え方、分かりやすさ】

- ・ 気候変動の認識は定着してきているが、多くの人は、防災と気候変動と生物多様性は別物と認識している。気候変動による農作物への影響やインフラに与える影響が大きくなっている中で、生物多様性を関連付けて紐解いていく記載した方が良い。(河口委員)。
- ・ 農林水産省の環境政策は農家の現場に分かりにくいと感じており、農家にメッセージとして伝わるものにすべき。そのためには、別冊の概要版の役割が重要になってくる。生産者として関わっている委員やそれを支える形で関わっている委員の方々の意見を頂いて、概要版の内容、文言表記を詰めていければ良い。また、同様のことが消費者向けの概要版にも言える。委員のお力添えをいただきながら、インパクトがある概要版を作り、広くこの戦略を知らしめていくことが、実施体制の強化、普及に繋がると思う(井村委員、橋本副座長)。
- ・ 生物多様性の保全が進むことによって、農業者と森林など周辺環境との連携がよいシナジーを与えることを分かるような書きぶりが良い(岡部委員)。
- ・ 現場の山林業に従事している方々に対しては、木材を有価で販売して生業を立てているだけでなく、公益性に資する活動であると、つまり、生産者というだけではなく「つくる責任」の範囲の中で、社会に貢献しているという自信を持ってほしい、と話すとき非常に響く。一方、消費者として「つかう責任」をどうするのかということも明確にして、社会全体としてどういう位置付けになっていくのか、経済という循環の中でどういう役割を果たすのかといった観点が出てくると、非常に分かりやすい(涌井座長)。

【進捗管理と評価】

- ・ 前戦略の評価は、次期戦略の中に入ってくるのか。新たな戦略と前戦略との関係性を示

してることが必要（岡部委員）。

- ・ モニタリングと進捗管理について、実施体制の強化の中でしっかりと文言として残していく必要がある。昨年度の研究会の議論でも、いかに実効性を高めていくかということが課題になっていたので、この仕組みを実施体制の強化という部分に入れるべき（橋本副座長）。

議事次第の「４．農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について」の
（３）次期戦略に追加する主な論点、のうち
資料３の１４pに掲げられている３つの課題について

【生物多様性の意義とその伝え方】

- ・ 生物多様性に関しては、今まで一生懸命やっていたにも関わらず全然伝わっていなかったことの反省をする必要がある。SDGs、ESG 投資等、ある意味波は来ているが、生物多様性が気候変動に比べてかなり出遅れていたことの反省を踏まえる必要。

なお、5～6 年前から海洋生態系の問題に取り組み始めて、何でサンマやマグロがいいいのかという話をするようになったら、ESG 投資家を含めて今まで生物多様性に興味を示さなかった人たちがものすごい反応をしてくれるようになった。どのようなワーディング（言葉選び）であれば反応するかを考える必要（河口委員）。

- ・ 生物多様性は残念ながら浸透していない。気候変動はわが身に感じるが、生物多様性はわが身にあまり感じないからである。

パンダの絶滅危機といった非常に象徴的な話題だけが前に出てしまい、生態系サービスがあった上で我々人類が生存できている、というところまで理解が至らない。生物多様性はそれが失われた瞬間に、我々人類は地球上の生命圏から姿を消すというのが実態にもかかわらずなかなか伝わらない。この実感をどうやって可視化するかにかかっている。

生物多様性を育てているのが里山、農山村だということを、教育現場において次世代に投げ掛けることで変わっていくことができると思う（涌井座長、大津委員）。

- ・ 目の前にある具体例を出して説明するということも必要ではないかと思う。
農林水産業等による負の影響についても、具体的な事例と、その負の影響を出さないための対策のヒントを戦略の中に入れるべき（大場委員）。

- ・ 食料・農業・農村基本計画の検討の過程で色々なデータが整理されていると思うので、エビデンスを示していくということが必要。

また、農林水産省が環境保全型農業直接支払制度等の対策を実施し、生物多様性に配慮した農業の推進のために地道な努力を続けてきたということも記載しつつ、その中で現状と課題を書いていくのが良い（橋本副座長）。

【環境と経済の視点】

- ・ 環境と経済が重要なキーワード。（日本では）生物多様性の視点を絡めることによって経済性がどう上がるかというような議論が、これまで非常に希薄だった。

一方、EU の新生物多様性戦略では、「有機農業の方が慣行農法よりも雇用数が増える等長期的に見ると社会的なベネフィットが高い」といった説明により経済性の点で説得力を持たせているということが非常に印象的。

ビジョンと基本方針においても、大きな枠組みとして環境と経済という要素を持って

いる生物多様性戦略であるという落とし込みが重要。生物多様性への貢献が自分や社会の利益になる、あるいはコスト削減効果がある、という説明をすることで、生産者の積極的な行動が期待できる（栗野委員）。

- ・ 環境と経済は大変重要な視点。そこが希薄になると、トランスフォーマティブチェンジ後にどういう社会をつくるのかという議論が非常に薄っぺらなものになる。

例えば、農業用灌漑用水の管理がされなくなった場合（調整サービスが喪失した場合）の災害による被害額を推計すること等により、そこで営農を続けてくれること自体に非常に意味があるという話につなげると分かりやすい（涌井座長）。

- ・ 環境と経済という視点は非常に重要になってきている。おそらく金融が大きなポイントになってくる。

EU のサステナブルファイナンスにおいては、負の外部性についても考慮し、金融の流れを変えようとする動きと理解している

こうした流れはグローバルなサプライチェーンに組み込まれている日本企業においても重要な意味をもつと考える。金融にとっても、その投資の判断材料に、パームオイル、木材、大豆、畜産、天然ゴムなど（の消費財の調達における）生物多様性への配慮が重要な要素になってくるだろう。そうした動きの中、金融の仕組みを（生物多様性に配慮したものに）変えていくということも要素として必要だろう（松原委員）。

- ・ 私たち民間事業者が何を期待しているのか、何を重要視して行動していくべきなのかを示すことが重要。例えば、生物多様性に取り組むことの意義として、企業イメージ向上というマーケティング的メッセージより、リスクを説明する方が重要。

農業でも、例えば肥料等を輸入に依存するよりも、国内のエネルギーや資源を使ったサステナブルな方法をとることで、事業のサステナビリティが上がり、リスクも下がるということを示す可視化し、サステナビリティの追求が経済的な対策にもなるということを示す必要がある（菊池委員）。

議事次第の「4. 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について」の
（3）次期戦略に追加する主な論点、のうち
資料3の15pに掲げられている3つの課題について

【気候変動と生物多様性】

- ・ 気候変動が生物多様性へどのような影響を与えるかだけでなく、生物多様性の保全が気候変動へ与える影響を含めて議論すると、効果的な論点を示せる（岡部委員）。
- ・ 農林水産省の温暖化対策の計画と整合性をとるとともに、生物多様性戦略との関係性を示す必要がある。そうしないと、両方の戦略を受け取った事業者は、ばらばらで実施するのか、という感じになる。（栗野委員、橋本副座長）。

【海洋生態系】

- ・ 漁業が育成型の漁業にシフトしていくと、海藻類の磯焼けが課題となる。特に東日本大震災が起きた所では、磯焼けが劣悪な状況になっている。T.P. +7.2メートルの防潮堤を造ると、雨水が地下に入り、それが海の磯の中間部に湧出するというメカニズムが絶たれてしまい、栄養補給がされないために磯焼けが起きる。改めて、我々が海を耕すような考え方を導入するのが良い（涌井座長）。

- ・ 海洋に関しては ESG 投資ばかりを追い掛けている NGO がいて、投資家を動かそうとしている。また、サンゴの消失により海洋生態系の状態が悪化し、それが温暖化をさらに進めるという悪循環については、サンゴの話を絡めて磯焼けの話などをすると、ストーリーとして分かりやすく、自分事にしやすい（河川委員）。
- ・ 畜産の輸入飼料に関する自給率のデータはあるが、養殖業に関してのデータはないと思われる。養殖業では必ず飼料問題が出てくる。既に問題になっているが、データすらないということで、現状に対してそれほど深刻度を持っていないのではと感じる。養殖のエサの自給率データを取るぐらいの視点を持ってやる必要（栗野委員）。
- ・ 養殖用の餌の多くは天然魚であり、養殖している魚以上の量を消費しているのが実態（森井委員）。
- ・ 水産業に関しては、グローバルな領域であるため、本戦略については磯、沿岸、近海など人間が関与できる里海を戦略の範囲に設定するのが良い（涌井座長）。

【自然を基盤とした解決策、農業がランドスケープを守る】

- ・ 兼業こそ日本の理想。今までは専業が主流だったが、実は条件不利地で兼業をやるライフスタイルというのは、極めて生物多様性に貢献するものであると理解している。例えば、IT ビジネスと農林業を一緒に兼業したいという人たちは結構いて、そのような傾向は今後大きくなる（涌井座長）。
- ・ 儲かる農業や強い農業を追求すると施設園芸になってしまうが、それでは里山保全とか土地利用型農業というものが進まない。兼業によって、ランドスケープを守っているという自負を持ちつつ、土地利用型農業を続けられると良い（大津委員）。
- ・ 自然を基盤とした解決策（NbS : Nature-based Solutions）の書きぶりについては、国際会議で議論されているからではなく、日本の国土の管理などの観点からも重要だからという説明が必要。Eco-DRR、グリーンインフラ等の NbS への高い期待に対して、農林水産省が大きな役割を担い得るという形で書いた方がよい（橋本副座長）。
- ・ 国土の管理者という意味では、中山間や奥山の地域のような条件不利地に居住してもらうことが非常に重要だという観点もある。それを環境に対しての維持機能あるいは公益的な機能に対する一つの支援に繋げるという論理（EU ではそのような論理だが）の素地は作っておきたい（涌井座長）。
- ・ 日本全体で人口が減り、農業者が減っていくと、農村が維持できなくなる、という危機感や農村を維持することの重要性を示せばよいと思う（大津委員）。
- ・ 実施体制に関して、Eco Stewardship の概念が必要。生物多様性において、農林水産業者は、業に従事しているだけでなく、農林水産空間の管理者である。日本の国土を守ってくれる人を作る、もしくは既に活動している人を制度として見えるようにすることを実施体制に盛り込んだほうがよい（栗野委員）。
- ・ 里山以上に評価してほしいのは「野辺」。里山は森林生態系で、草本生態系を野辺と言う。採草放牧地（入会地）はほぼ「野辺」。「里山」と「野良」の間に「野辺」がある。「野辺」は深層崩壊などの災害発生時はバッファゾーンとして機能している。日本人は昔から災害対策を考慮した土地利用を行っていたという点も戦略に盛り込みたい（涌井座長）。

- ・ 地方の金融機関が地域の生物多様性を守っていないと地方が衰退してしまう、ということ認識してもらう必要がある。そのために、農山漁村の生態系が守られることで、その収益となる農産物、水産物が得られている、ということを上手く表現できると、その後の投資に繋がる。投資家や金融機関は、現場でやっていることを理解して判断する（河口委員）。
- ・ 昨年度の研究会でも、農山漁村の振興は、生物多様性の保全、調整サービス、文化的サービスといった、農山漁村が維持している価値を豊かなものとして継承していく上でとても重要であるという議論があった。今回の改定では、農山漁村地域の役割をしっかりと記載すべき（橋本副座長）。

議事次第の「4. 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について」の
 （3）次期戦略に追加する主な論点、のうち
 資料3の16pに掲げられている3つの課題について

【生物多様性の価値の見える化】

- ・ 昭和初期のシンボリックな生物（指標種）の数を当時の生息数まで復活させるなど、数値的な目標を何か作れないか。生物多様性に関しては、土地改良のような土木的なことと、化学合成農薬の2つが大きなインパクトを持っているので、そこに踏み込みつつ、生産性の向上と環境の向上の両者の目標を持って取り組む必要がある。この2つの要因について、モデル地区などでモニタリングをして検証し、エビデンスを作っていくことも並行してやっていくとよい（井村委員）。
- ・ index species（指標種）の作成は難しい。日本は生物資源調査をそれほどやっていないため、数値目標を設定しても達成度合いの検証ができない可能性がある。まずは生物資源調査結果のようなサイエンスデータの蓄積が必要。次の戦略策定の基盤となるようなエビデンスを構築することも重要な戦略要素と思われる（栗野委員）。
- ・ 生物そのもので数値化することは非常に難しい。例えば「ある生物（指標種等）が多いことが他の生物も多い（生物種が多様である）」ということには繋がらない」ということが実証されている。一般の人々が興味を引くのは、生物種の多さではなく、生物多様性を保全することによって生態系サービスが十分に利用でき、今後も持続的に利用可能であるということだと思う。生物多様性の調査は研究者に任せ、生態系サービスを何らかの形で数値化し目標とする、あるいは、生物多様性を数値化するなら、保護すべき場所、有機栽培を行っている農地の面積などがあると思う。いずれにせよ、研究者と連携して整理した方がよい（岡部委員）。
- ・ 農林水産業や農山漁村によって育まれた生物多様性の価値を見える化し、その価値を国民に広く理解してもらうために、また、ポスト2020生物多様性枠組みにおいて現在議論中の数値目標が今後合意されて、本戦略においても対応を考えていくのであれば、農林水産省は独自の研究開発を行ってエビデンスを構築するということを課題にしても良い。（橋本副座長）。
- ・ 昔は食べている植物（野菜、穀物）の種類が多かった。江戸時代には、現在の3～8倍の品目を食べていた。食事における生物種（品目）の多さが、豊かな食生活に繋がる、というようなことが言えるのではないかと（涌井座長）。

- 水産物も昔の方が種類は多かった。輸入している魚種は増えているが、もともと食べていた魚種は減っていると思う。日本は豊かな海産物がある国のはずだが、消費者は数少ない輸入している魚種を嗜好する傾向がある（森井委員）。
- 数値目標について、食事における生物種（品目）の数というのは、一つの候補になると思う。生物多様性が、自分たちの食卓の多様性に繋がる、ということは一般の方々に分かりやすい。ゴールの一つとしてもよいと思う。持続可能な食と消費の在り方として、日本の生物多様性戦略を分かりやすく伝えることができると思う。日本近海で食卓に提供される魚種が現状よりも回復する、のようなことを目標の一つとするのもよいのではと思う。そうすれば、食への興味にもつながる（栗野委員）。
- 現状では、世界中の食材が手に入る。国内の地方から得られる食材は貧弱になっているが国外から入ってくる食材があるので、食卓としては多様である。ここは分けて考えないと混乱する（河口委員）。
- 食料供給リスクのところで、国際的な関係だけではなくて、地産地消の問題にも上手く繋がれるのではないか（岡部委員）。
- 食卓の目標だけにすると、林業が抜けてしまう。別の柱として考える必要があり、国外に向けての説明ができない。日本のフェアウッドレギュレーションは、欧州、アメリカ、オーストラリアの水準に至っていない。合法性の問題もあるが、林業が生物多様性に与える負の影響が一大争点になっている。改めて深堀する必要（栗野委員）。
- 本日の資料は、農林水産業ではなく、農林水産空間と記載している。業にすると、収穫量、肥料投入量などのボリュームの話になり、生物多様性の議論とは馴染まない。
林業の場合は異なっていて、木材より森林副産物の方が経済生産性は高い。ただし、木材加工品については、すぐに需要創造するのは難しい（涌井座長）。
- EU、米国では農業に関する環境保全への対策で、いくつかの数値目標が示されているが、日本の改定案で数値目標を入れる際は、現場の意見を踏まえてほしい（西野委員）。

【エネルギー、バイオマス】

- 農業は、作られる農産物のカロリー以上の燃料を投入している。バイオディーゼルなどの植物由来の燃料の利用などのエネルギーの視点も戦略に入れて欲しい。
また、林業における生物多様性は防災・減災の中で語られることが多いが、イノシシなどの獣害など農業における課題は、森林整備の有無に起因する。生物多様性戦略の中にも林業と農業の関係性を盛り込んでほしい（大津委員）。
- 日本の林業は樹種がある程度決まっている。森林生態系は、農業でいう天敵の棲み処になっていたり、農業に負の影響を与える鳥獣の棲み処になっていたりして、周囲の生態系に大きく影響を与えている。日本の生物多様性戦略としては、森林とその周囲の自然生態系のような書きぶりにすれば、森林も漏れずに入ると思う。ただし、林業は考え方を別途整理した方がよい（岡部委員）。
- バイオ燃料と森林について、林野庁の方針と、農水省の生物多様性戦略での方針の広報性が違っていい。バイオ燃料の在り方は、どちらにせよ生物多様性戦略と整合性をとる必要があるためである。まず豊かな生物多様性のある林地の形成があり、その中に林業の戦略があり、その林業の副産物としてバイオ燃料がある、という構成がよいと思う。

また、国内と海外の林地の問題として、日本では、海外から輸入した木質ペレットがバイオ燃料として使われているという問題がある。バイオ燃料以外の海外産の木質由来の産品も含め、林地、林業、バイオ燃料というものを別で考えたほうがよいと思う。パーム油の輸入に関する課題は林のセクターで記載すればよい（栗野委員）。

【その他】

- 全ての課題が SDGs に関係するので、テーマ別方針の各項目において関連した記載をしつつ、最後に取りまとめた星取表のような位置づけとして掲載するのが良い（涌井座長、河口委員）。

涌井座長による総括

- 事務局からの戦略改定方針は、全体としては概ね問題ない。
- 構成に問題があるという御意見については、事務局で持ち帰り検討する。
- 持続的な未来を担保するためには、貨幣経済という狭い範囲ではなく、金融も含めた広範な範囲で経済を捉えてサステナビリティを議論すべき。経済の負の側面であるリスクマネジメントも重要な観点である。
- 全体の構成として、農水省の生物多様性戦略として、地理的な範囲をどこまで対象とするか、枠組みを作っておく必要がある。
- これらの委員からの意見を次回の検討会資料に反映させる。

以上